

13

令和4年結城市議会第3回定例会

請 願 書

請願第 2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る 意見書採択を求める請願	2
請願第 3号	加齢性難聴者の補聴器購入に係わる負担軽減を求める請願	5
請願第 4号	「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営へ の支援策強化を求める請願	8

請願第 2号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択
を求める請願

令和4年9月7日 提出

結城市議会議長 早瀬悦弘

請 願 文 書 表

受理 番号	請 願 の 趣 旨
2	<p>学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策の対応も含め、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>昨年度、改正義務標準法が施行され、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられました。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級などの実現が不可欠です。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。</p> <p>こうした観点から、政府予算編成において請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。</p> <p>請願事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。 2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

	請願者の住所氏名	紹介議員	受理年月日
	茨城県水戸市笠原町978-46 茨城教育会館2F 茨城県教職員組合 執行委員長 中山 幸男 外276名	大里 克友	R4.8.8

請願第 3号

加齢性難聴者の補聴器購入に係わる負担軽減を求める請願

令和4年9月7日 提出

結城市議会議長 早瀬悦弘

請 願 文 書 表

受理 番号	請 願 の 趣 旨
3	<p>高齢化が進む中で、補聴器を必要とする多くの高齢者から、補聴器が高価で年金生活者にとっては、経済的負担が大きく利用できないという悩みが出されています。わが国の難聴者は推定で1430万人（日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は、約210万人（14.4%）と極端に低くなっています。その主な理由は、障がい者手帳を交付されない中等・軽度の難聴者には公的補助がないからです。補聴器は、1台5万円～50万円と高額のため、日常生活に不便をおぼえながらも利用が困難となっている状態です。</p> <p>全国のいくつかの自治体では、国の公的補助制度が行われていない中で、自治体独自の財政的補助事業を実施しています。</p> <p>特に加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっています。最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。加齢性難聴者に対する補聴器の普及により、健康寿命の延伸、医療費の抑制にも寄与するものと考えます。</p> <p>以上のことから下記事項を実施されるようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 加齢性難聴者の補聴器購入に係わる結城市独自の補助事業を実施すること。</p>

	請願者の住所氏名	紹介議員	受理年月日
	結城市大字結城10205-4 全日本年金者組合 結城支部 前田 誠治 外570名	安藤 泰正 稲葉 里子	R4.8.24

請願第 4号

「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める請願

令和4年9月7日 提出

結城市議会議長 早瀬悦弘

請 願 文 書 表

受理 番号	請 願 の 趣 旨
4	<p>政府は、深刻な米価下落対策に十分な対策をとらないまま、昨年11月19日、新たに26万トンの主食米生産数量を削減する計画を発表しました。</p> <p>同時に、2022年度から「水田活用の直接支払交付金」の見直しを明らかにしました。その内容は、畔や水路がなく水張りができない水田や、2022年から2026年の5年間に1度も米を作らなかつた水田は「水田活用の直接支払交付金」の対象水田から外すというものです。</p> <p>これが実施されれば、永年作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れません。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって転作に協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到底、受け入れられません。さらに重大なことは「畦があっても、水路があっても、5年間に1度も水張りしなければ」交付対象水田から外すことを明言しています。これまで、食料自給率の低い麦・大豆・なたね・そばなどの戦略作物の生産拡大に取り組んでいる農家に対する、重大な裏切りです。交付金の対象から外れる水田は耕作放棄地になり、さらに自給率の低下を招きます。</p> <p>いま、食料自給率向上を確実に高めるために水田を活用した転作への支援こそ求められています。</p> <p>交付金の削減を行うことなく、食料自給率向上をめざして、すべての農家を対象にした施策・予算の一層の拡充が必要です。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 「水田活用の直接支払交付金」の見直しは行わないこと。また自給率が低い戦略作物、農産物に対する交付金・支援策を充実させ、すべての農家経営の安定をはかること。</p>

	請願者の住所氏名	紹介議員	受理年月日
	茨城県結城市山川新宿1222-1 茨城県西農民センター 飯田 和夫	平 陽子	R4.8.26